



# 経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

## 2023年 補助金は こう変わる!



補助金は助成金と同じように、国や自治体の政策に応じてさまざまな目的で募集されています。補助金の中でも多くの方が注目しているのが、今回ご紹介する4つの補助金です。  
「事業再構築補助金」「IT導入補助金」「ものづくり補助金」それから「小規模事業者持続化補助金」の4つにフォーカスしつつ、2023年の補助金全体のトレンドや補助金申請にまつわるリスクとその対策について、行政書士加藤事務所 所長 加藤健二行政書士にお話をうかがいました。

### 2023年の補助金 その特徴と方向性

補助金は政府や自治体の政策に連動しています。例えば2022年はカーボンニュートラルやDXなどが大きな話題となっており、複数の補助金でも「グリーン枠」が設定されていました。2023年は、グリーン枠に加え「最低賃金枠」にも注目が集まっています。

もう一つの大きな変化が、アフターコロナの動きが加速していることです。例えば、後ほど詳しくご紹介する事業再構築補助金は、もともと新型コロナ禍における中小企業等の支援を目的につくられた制度でした。そのため通常枠では「コロナ前と比較して売上高が減少していること」という売上要件が設定されていました。しかし今回の第10回公募からは、売上高等減少要件

が廃止されています。

他にも、全体的に補助金額の引下げが顕著であること、給付金という形式がほとんど見られなくなっていることなども、2023年のトレンドといえるでしょう。給付金の不正受給が非常に多かったというのが、その理由です。

一時的な経済支援よりも、補助金という形で自力で事業をする人を支援するという方向性が主流になっています。

### 2023年も注目! 「事業再構築補助金」

まずは、今年最も注目すべき補助金である「事業再構築補助金」を見ていきましょう。

この原稿の作成時(2023年4月10日)は第10回の公募が行われており、公募期間



監修者プロフィール  
行政書士  
**加藤 健二**  
(かとう けんじ)

1974年、兵庫県西宮市生まれ。兵庫県立神戸商科大学商経学部卒。新卒で東証一部上場の商社に営業として入社したあと転職を経て、2006年に行政書士加藤事務所を設立。10年先を見据えた事業計画のブラッシュアップを軸とした補助金申請サポートを得意としている。

は2023年3月30日から6月30日までとなっています。

事業再構築補助金の大きな特徴は、「新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、または事業再編」という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することです。分かりやすく言えば、例えばうどん屋からアパレル販売、書店などへの業種転換は思い切った事業再構築に当てはまりますが、うどん屋からそば屋になるのは「思い切った事業再構築」に当てはまらない可能性があります。

通常枠は「成長枠」という名に変わりましたが、成長枠では売上高等減少要件が廃止されたというのは、冒頭でお伝えしたとおりです。これによって、新型コロナウイルス禍に関係なく大きく成長した事業者や売上を順調に伸ばしている事業者なども、要件を満たせば事業再構築補助金を申請できるようになりました。

一方で補助金額はかなり減少しています。従来の事業再構築補助金では、グリーン成長枠を除けば2/3〜3/4の補助率でした。ところが、第10回は多くの枠で補助率が1/2に引下げられています。2/3〜3/4の補助率ならかなり思い切ったチャレンジができたとしても、1/2の補助率となると、なかなかリスクが取れない事業者も少なくありません。実際に、チャレンジをやめる方も出てきています。

通常枠が成長枠という名称に変更されたのも、今回の変化の一つです。ただ、現時

点で成長枠として限定列挙されている業界以外に追加される可能性もありますので、申請する際には最新の情報を確認してください。

### IT導入補助金は、額が低くても申請しやすくなった

IT導入補助金とは、中小企業や小規模事業者がITツールを導入するときに申請できる補助金です。他の補助金制度は中小企業診断士や行政書士などが申請代行をすることが多いのですが、IT導入補助金は会計ソフトや給与計算ソフトなどのITベンダーなどが補助金の申請までサポートする点が、他の補助金制度とは一線を画すところなのです。

枠によって募集スケジュールは異なりますが、通常枠は1次が4月25日、2次が6月2日の締切りです。検討している方は、急いで準備を進めることをおすすめします。

2022年から変わったこととして、助成金の下限額が引下げられました。一般的に補助金は最低金額が決まっており、一定額以上の補助を受ける場合でなければ申請できませんが、「デジタル化基盤導入枠」では補助金額の下限額が設定されていません。「安価なITツールを導入する人にも広く補助金を活用してほしい」という意図があると思われます。

また、クラウド利用料の補助期間が1年から最大2年分に延長されました。クラウド会計ソフトやクラウド給与計算ソフトなどを月額払いで導入する事業者が増えていますが、補助期間が2倍になったことにより、こうしたツールが導入しやすくなります。

ちなみに、ITツールを導入の予定さえあれば本補助金を申請できるわけではありません。ITベンダーなどは補助金の対象となるツールを事前に登録申請する必要があります。登録されているツールを使用した場合に限り、本補助金を申請できるといしくみです。(図表1)

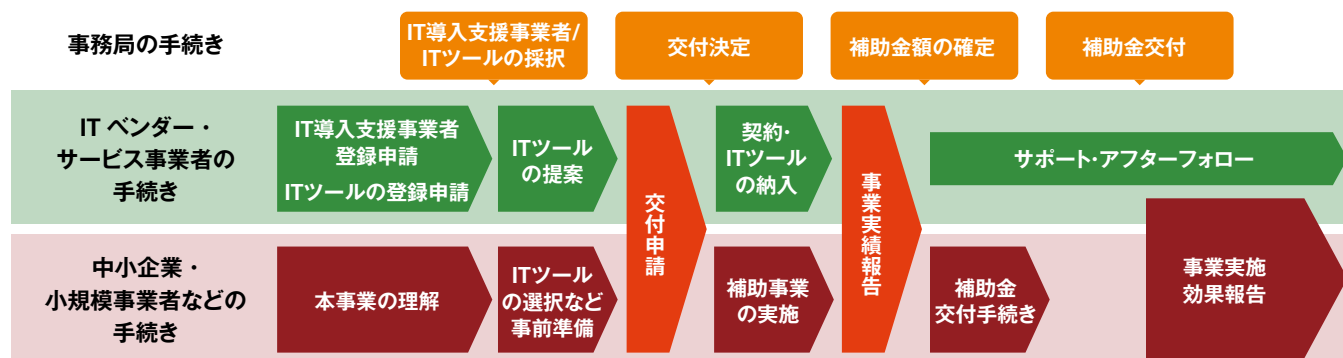
IT導入補助金の申請をしたくても、まず何をすればいいかが分からない事業者は多いようです。私のところにも、そうした事業者の方からのご相談がくることがあります。IT導入補助金の申請を検討している事業者は、まずは導入しているクラウドサービスやITツールのベンダーに相談してみてください。

### ものづくり補助金は根強い人気

続いて、「ものづくり補助金」について見ていきましょう。

ものづくり補助金は代表的な補助金制度でしたが、2023年に関しては、事業再構築補助金の台頭によって選択肢が増え

【図表1】 IT導入補助金 申請・手続きの概要



出典:「申請・手続きフロー」(IT導入補助金2023) <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

ました。とはいえ、依然として一定の申請数がある人気の補助金です。

この補助金は製造業などの「ものづくり」を生業にしている事業者しか申請できないように思われがちですが、そうではありません。ものづくり補助金は正式名称を「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」といい、サービス業も対象となっています。競合の少ないユニークなサービス業を行っている事業者は、ものづくり補助金も選択肢に加えてみてはいかがでしょうか。

ただ、ものづくり補助金の申請代行を依頼できる専門家が少なく、受任してくれる専門家を探すのに手間取る可能性があります。サービス業も申請できるとはいえ製造業の申請がメインであることから、申請を代行するにも専門的な知識が必要になるからです。

また、助成金額や採択率などを比較すると事業再構築補助金のほうが有利であるため、事業再構築補助金に注力する専門家が多いことも理由の一つです。ものづくり補助金への申請を考えているのなら、高い知識や豊富な実績を持つ専門家を探すが近道です。

専門家によっては、事業再構築補助金とものづくり補助金を組み合わせて申請したりもしてくれます。もちろん両方採択されたからといって両方の補助金を受け取ることはできませんが、選択肢が増えるという点は大きなメリットです。

## 小規模事業者 持続化補助金では インボイスの 支援措置が新設

最後に「小規模事業者持続化補助金」を見ていきましょう。公募締切りは、第12回が6月1日、第13回が9月7日となっています。

2023年10月からインボイス制度が始まることを受け、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合には補助上限額が一律50万円加算されるといふ支援措置が講じられました。小規模事業者持続化補助金の補助金額は、通常枠が50万円・その他の枠が200万円ですが、支援措置を受けることができれば、それぞれ100万円・250万円に補助金額が上がることとなります。(図表2)

一方で、昨年に引き続き、販路開拓等を行うためのウェブサイトやECサイトなどの構築等に要する経費については、申請額の1/4が上限とされました。例えば通常枠では50万円の補助を受けられるところ、ウェブサイトの構築等については12・5万円しか補助されないこととなります。

もう一つの大きな変化が、昨年に引き続き、いわゆる「フライング購入」がなくなっていることです。原則として、補助金は採択された後でしか設備投資などを具体的に行うことができます。採択される前に契約したり支出したりした経費等につ

【図表2】 小規模事業者持続化補助金 補助率・補助上限額

類型	通常枠	賃金引上げ枠*	卒業枠*	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円
インボイス特例	50万円* ※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

※ 補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行われません。

出典:「小規模事業者持続化補助金<一般型> 第12回公募 公募要領」(全国商工会連合会)

いては、補助金の対象とならないというルールです。

ただ、それでは機会損失につながる可能性があるため、一定期間であれば採択前の購入が認められるという特例が設けられることがあります。小規模事業者持続化補助金においてはこの特例が設けられていました。が、昨年からこの特例が廃止されています。

## 補助金はリスクを避け、 上手に活用しよう

注意していただきたいのが、不正を勧めてくる業者が非常に多いことです。私もよく異業種交流会などに行くことがあります。が、そうした場では、「補助金を使って実質無料でホームページがくれますよ、いかがですか」と言って近づいてくる業者に遭遇します。彼らは、ホームページの製作費を補助金上限額まで引上げ、補助率2/3であれば残り1/3の自己負担となる金額を別名義や別経費として口座に返金するというスキームを使っているようです。上限額まで引上げた金額の中に補助金と無関係の商品やサービスを入れ込む場合もあるのだとか。これは「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」不正受給に該当する可能性があります。ほぼすべての補助金の公募要領において、不正受給に関する警告や罰則の記載があり、また不正利用に関する内部告発窓口が設置されています。不正受給に加担しないよう、慎重に判断してください。(次ページ図表3)

4つの主要な補助金制度の概要や2023年の変化について見てきました。補助金は借入れせずに資金調達ができるものとして、注目度も上がってきています。ただ、同時に不正受給が横行したり、事業主がトラブルに巻き込まれる例も増えてき



ました。補助金の申請を検討している方は、リスクを理解して自己防衛することがとても重要になってきています。

よくあるトラブル例として、申請代行を依頼したところ、補助金の申請はしてくれなかったがその後の報告業務は一切対応してくれない、あるいは報告時に別途、高額報酬を要求されるケースです。

補助金は、採択されたら終わりではありません。採択されて実際に経費を支出した後は、報告書を提出するという手続きがあるのが一般的です。補助金制度によっては数年間報告書を提出し続けなければならぬものもあります。実は、この報告業務こそが非常に手間がかかるのです。

もう一つ多いトラブルが、補助金が採択された直後に成功報酬を支払うように求められるケースです。採択後3日以内に数百万円の成功報酬を請求されたらというトラブルになる例もあります。

採択されてすぐに補助金が入金されるわけではありません。事業者は補助金を受け取る前に先に支出をして、立替えをしておく必要があります。事業再構築補助金などの数千万円単位の補助金となると、それだけ巨額の立替えが必要になるわけです。(図表4)

申請代行を専門家に依頼するとその成功報酬も数百万円にのぼりますが、そういった入金のタイミングであるにも関わらず「成功報酬は採択されてから3日以内に振り込んでください」というように、非常に

短いスパンで支払いを求められるケースがあるようなのです。成功報酬の支払いスケジュールでトラブルになるケースもよく聞きますので、事前に注意深く確認するようにしてください。

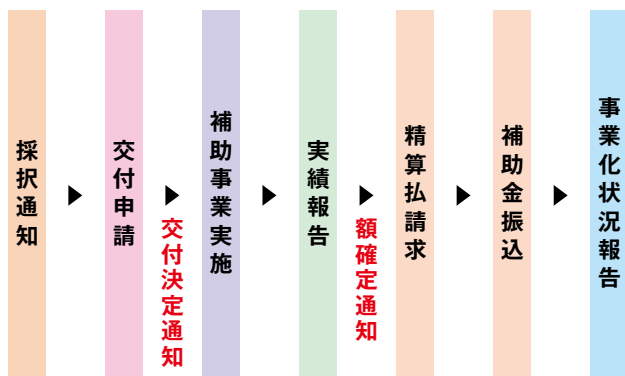
トラブルを避けるために専門家に依頼する際に、特に注意して確認していただきたいのは、次の3点です。①補助金の全体の流れを説明してくれるかどうか。つまり、報告まで対応してくれるかどうか。②報告業務は、成功報酬に含まれるのか、別途料金になっていないか。③成功報酬の支払いタイミングはどのようになっているのか。採択発表直後なのか、報告を経て補助金が入金された後なのか。最低でも、この3つは必ず確認するようにしましょう。サポート業者が契約書を用意するのか、用意された契約書の内容がこちらに不利となっていないか。

【図表3】 【参考】事業再構築補助金 不正受給について

○補助金の申請にあたって、「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為が判明した場合は、交付規程に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。また、悪質な不正行為が発覚した場合には、事業者名や不正内容を公表します。交付決定の取消を受けた者は、不正内容の公表等を受けることや「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第29条に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。

出典：「事業再構築補助金 公募要領(第10回)」  
(事業再構築補助金事務局)  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo.pdf>

【図表4】 事業再構築補助金の採択後の流れ



※事前着手承認を得ている事業者は、この流れと異なることがあります。  
出典：「事業再構築補助金」(中小機構)  
<https://jigyousaikouchiku.go.jp/documents.php>

ないか、弁護士などに契約書をチェックしてもらおうことをお勧めします。  
また、「補助金を使いたいが、どの補助金が適切か分からない」という人もいることと思います。自社でどの補助金に申請するかを決めてから申請代行を依頼する専門家を探すという流れが一般的ではありますが、専門家の中には、クライアントのニーズや悩みを聞いたうえで最適な補助金を提案してくれる人もいます。  
こうした専門家は、総じて「どの補助金とどの補助金に親和性が高いか」などの知識にも長けています。総合的にサポートしてくれる専門家が見つければ、そういった相談のしかたも検討してみるといいでしょう。

本誌に掲載の記事は2023年4月12日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階  
TEL:(03) 5439-2370 (大代表) FAX:(03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 23 - 1656, 法人開拓戦略室)